

To: Mr. TOTSUKA Etsuro
(5 sheets)

行内10°

行内6°

戸塚先生

恐れ入りますが、日本時間の

12月20日午後3時までにご返送ください。

ICJ最終報告書への 外務省の虚偽戦術

与党三党法的責任を否定、村山氏問責
金構想を承認

経過の概要

「ICJ最終報告書(草稿)」は、日本政府による事前検討のために、一九九四年九月二日ICJからジュネーブ日本政府代表部に送文された。しかし、外務省によって秘匿されたため、緊急対策として、その翻訳(第九期「法律問題」と「特種と勧告」部分)は、一般公開である同年十一月一〇日以降、与党三党(連立政権)等小委員会メンバーに対して、NGOルートで届けられた。それらもあって、同小委員会は、同月一八日頃までに、忠告問題に関する村山首相の構想(民間基金)による「民間基金からの見舞金支払」方式による解決を明上げすると決めた。ICJ最終報告書(草稿)の内容は、ここに国際法上の日本の国家

責任の存在の指摘(日韓協定などの条約によって解決していないとする)に触発されて、同小委員会のメンバーから外務省に対して具体的な関連質問が提出された。外務省が真面目に対応していれば、ICJ最終報告書の正式かつ詳細な検討によって、真の解決に向かった可能性もあった。

ところが、外務省は、ICJが最終報告書を一般に公表した十一月二日の後である同月二五日、同小委員会で、ICJ最終報告書の日本語訳を提出することもなく、前記質問に答えもしなかった。逆に、虚偽策を以て、ICJの信用を失墜させ、討論方向の逆転をはかり、成功した。その結果、同小委員会の方針は先に戻って、同年十二月七日には、村山構想に沿った「第一次報告書」を作成してしまっただけで、同日中に与党三党戦後五〇年問題プロジェクトチームによって

(13)
(連載)

井上士 戸塚悦朗

3968-1374 (Fax)
3968-5159 (Phone)

JOB No.

1111G50237

日本評論社
法学セミナー

2月号
37印

自	365
至	374
自	2
至	6

外務省虚偽発言と前後の状況

「日本の戦争責任資料センター」の調査によれば、十一月二五日与党三党戦後五〇年問題等小委員会前後の状況は、大略以下のとおりである(資料は「同センター」代表・上杉隆司同センター事務局長から五十嵐三官房長・官・河野洋平外務大臣・武部勤等与党連立政権等小委員会委員に対して提出された「日本政府のICJ最終報告書の取扱いおよび外務省による虚偽発言への抗議と要請」と題する同年十一月三〇日書面参照)。

まず、日本政府首脳の見解が問題になる。五十嵐房長は、十一月二五日記者会見において、記者からの「ICJの報告書について考えかたの質問」に答え、ICJの報告書が出ることは報道を通じて知っていると、詳細は政府として承知していないと発言した。これは、日本がICJ最終報告書(草稿)が渡されたのは九月二日だから、政府は、八〇日間の開検討を怠ったことになる。これは、極めて怠慢かつ不誠実だ」と批判されても弁解の余地はない。筆者は、同長官がこの時点で虚偽を述べたとは思わない。前号

12/1995 (No.452)

(2)

法学セミナー

初
6.12.9

観

?

ふよい

はか

はか

三党

SC15 00003

1. 報告したとおり、ICJ最終報告書(草稿)は、九月二日直後から一月二日公表まで、外務省がずっと、閣内官は「政治的政府」から配置してきた結果、閣内官がその詳細を知らなかったのだと思われる。

2. だが、この間、日本政府首席の外務省官僚に対する監督責任その他の政治責任が免責されることはない。ICJ最終報告書は、今後閣内閣員委員会にも提出され、閣内閣員もその詳細を知らなければならない。この点は重大だ。外務省による重要文書秘匿・虚偽発言行は、外務省による政府首脳・与党三党情報操作について官僚の責任追及を放置している不作為、これらの情報操作によって検閲されるようになって、政治そのものの無責任、日本の国家責任に關して権威ある閣内閣員から提出された重大文書を長期開封しなかった不作為に關する重大な政治的責任は否定しようがない。

3. 現在も検閲中という。次に、問題になるのは、政府をささえる与党三党と外務省の問題だ。一月二日に公表されたICJ最終報告書は、同日付けでCNN、BBCなどの世界的メディアによって大きく報道されたのみならず、日本国内でも新聞(同日付け毎日、朝日、読売など)各紙でも大きく報道されたから、与党三党の閣内閣員も重大な関心を持っていたはずだ。前述したとおり、内々にICJ最終報告書(草稿)の重要性を直轄した委員から、国家責任に關する法的問題に關連して、外務省に質問状を出されていた。村山構想を断り上げ、法的論点を審議しようとする閣内閣員委員の意欲には、並々ならぬものがあったようだ。

4. ところが、前記日本の戦争責任資料センターの調査によると、一月二五日の与党三党閣内閣員委員の席で、外務省は「ICJの報告書は日本政府に渡されてはいない」「ICJは日本政府に面会せずには報告書を作成した」「虚偽発言した」という。この発言は、明らかに事実と異なる。しかも、この虚偽発言は、ICJ最終報告書の信用性を失墜させ、政府・与党三党がこれを隠蔽に検討することを阻止する結果をもたらした。閣内閣員委員の発言は、この虚偽発言で一変したという。委員は、この外務省発言を信じて、「ICJは、いい加減な団体だ」という印象を受けたようだ。委員が真摯に知らなかったからであろうが、ICJ最終報告書を隠蔽しようという流れが阻止された。これは否定できない。だから、政治的にも極めて重大な虚偽発言だ。この虚偽には、多くの政府首脳が出席していたにもかかわらず、誰一人この虚偽を訂正した者はない。官僚の間で共謀があった可能性さえ否定できない。これを機に逆転を期しようという閣内閣員委員の意欲はなかったであろうか。

5. 外務省虚偽発言を巡る事実関係

6. この虚偽発言を知ったアダム・ディエンICJ事務局長は、同年一月二五日中に、事実関係を問い合わせた上杉謙氏に対して書簡(関係資料も添付された)を送り、これらの発言が全く事実と異なることを具体的に説明した。

7. 第一に、最終報告書は日本政府が受け取ったかどうかである。ICJ事務局のアジア担当ディルバー・バ

8. ターク法律顧問は、同年九月二日に最終報告書(草稿)を持参のうえ、ジュネーブ日本政府代表部に手渡した。その際、ICJ事務局総長アダム・ディエン氏から遺囑大使宛ての書簡も届けられたが、同氏は、日本政府がこれを検閲し、ICJとの間で真の討論と情報交換がなされることを希望している。ICJは、一月二日までにコメントを送らなければ、これを公表される最終報告書に反映させることも約束している。ICJは、その事実を九月二日付けプレスリリースで公表している。この最終報告書(草稿)は、その直後に、東京の外務省に届けられていた。日本政府は、なんらのコメントもしなかった。さらに、一月二日(前日)にも一部日本政府に交付されたようである。これは印刷されて、ジュネーブ日本政府代表部に渡された。ほか、報道関係者など一般に公表された。

9. ところが、一月二五日時(政府出先機関が最終報告書(草稿)を入手してから二〇日余も後)で、外務省は、「ICJの報告書は日本政府に渡されていない」と述べ、九月二日に日本政府に報告書を渡した。ことのICJ公表事実を全面否定したのだ。

10. 第二に、ICJは、前々号で報告したとおり、ウスター・ティナー・トルゴット氏、スーハル・パランジバ氏の名からなる調査団を一九九三年四月日本など四か国に派遣し、日本軍(慰安婦)問題を調査した。同氏は、同月二三日外務省アジア局長高野氏および同局長東アジア課長補佐井氏(その他内閣外務省閣内閣員委員、ICJ調査団の実内役の要人等)と同日(一九九四年九月二日)に日本政府に渡されたICJ最終報告書

法学セミナー

(3)

12/1995 (No.482)

村山構想および与党三党第一次報告の意

味

これは、何を意味するのだろうか。要するに、元日本軍「慰安婦」に対する日本の責任は、「道義的」責任ではないということ。言い換えれば、「犯罪」による人権侵害もその不処罰も認めない。また「国際法」違反を理由とする国家責任はないと決めたことになる。その上で、被害者に対する道義的責任まで、「国」は一切の責任を負わず、僅か国民に負わせるということに結論している。

被害者への対応当時も、圧倒的多数の民間人（企業も団体も）には、被害者に対する法的責任はもと一切ない。無害から見れば、旧日本軍・政府の犯罪を阻止できなかったことを除いて、民間人には、被害者個人に対する犯罪について、道義的にも責任はない。さらに、現在の民間人にも法的にも道義的にも責任は余くない。政府に法的国家責任を認めさせることができていないという意味での責任は、現在の民間人にもあろう。しかし、法的責任を負う国と与党外務省・ル政府が無責任の民間人に責任転嫁することは異常だ。いづれにしても、これまでの外務省・政府・与党三党の姿勢は一貫しており、変わっていない。それは、以下の四点に要約できるであろう。第一に、被害者個人に対する一切の法的責任を認めないこと。第二に、旧日本軍・政府が犯罪を犯したことも、その不処罰も、国際法違反・国際不法行為を犯したことも、何もかも認めないこと。第三に、被害者個人に対して、直接賠償が賠償の支払をすることも認めないこと。第四

に、旧日本軍が犯した犯罪について、（当然の責任を継承している政府の国家責任を免れさせるばかりか）その道義的責任までも、無責任の民間人に負わせようとしているということ。

村山首相は、「気持ち」を国民にも「分かち合って」ほしいと述べ、そのために「民間基金による見舞金」を示唆・提案した（八月三十一日村山談話）。しかし、虚偽に虚偽を重ね、法的責任を肯定する重要見解は無し、民間に責任転嫁するような日本政府の「気持ち」は、共有できないと思うのは、筆者一人だろうか。

ICCJ代表の抗議

ICCJ代表は、五十嵐官房長官に面会を申し入れたが、一月九日内閣外務省議室の英機要機大副官が対応した。英機要機大副官は、昨年四月のICCJと外務省の面会には、外務省副官も立ち会い、記録がある。外務省からICCJ最終報告書を受け取った。与党三党と政府は別、多くの意見の一つとして、これも検討する」と答えた。誠実な検討がなされることを期待される。

さらに、ICCJ代表は、外務大臣に面会を申し入れた。残念ながら、外務大臣は会わず、岡田マリア原野崎一朗外務省副官が対応した。原野崎副官は、冒頭前記外務省発言について、「一月二十二日公表の最終報告書を受け取っていたのに、それを知らずに、これを否定したこと」および「岡田副官がICCJ代表に面会していたのに、それを知らずに、会っていないと言っ

死

たこと」について、謝罪した。しかし、ICCJ代表はこれに満足しなかった。ICCJデーン事務局長およびバランジャベ氏からそれぞれ外務大臣宛てに書面による釈明を求める書簡が提出され、原野崎副官は、大臣秘書官に取り次ぐと約束した。

バラックICCJ代表は、原野崎副官が、九月二日に受け取った書簡を「中間報告書」と述べて、最終報告書（草稿）と認めなかったことから、九月二日に渡したものは、最終報告書である。「これだけ充実した報告書は他にない。外務省の発言で、その検討の機会が失われてしまった。きわめて重大な損失である」と指摘した。バラックICCJ代表は、「外務省は責任を事実上反する。記録さえデニックスせずに隠蔽したのか。面会しなかったという言は我々の執筆した報告書が虚偽であると言ったのと同じだ。我々の弁護士、筆者としての名誉・信用がこれほど傷つけられたことはない。口先の謝罪のみで何もしないのが日本の振舞い。名誉は回復していない。調査団は私的利害のために活動してきたのではない。多大の努力をしたのに検討さえしないのか。厳しく外務省を批判した。

外務大臣の誠実な回答が待たれる。外務省・日本政府・与党三党は、改めてICCJ最終報告書を誠実に検討のうえ、これまでの政策を転換、村山首相を容赦し、被害者に対する国家責任を前向きに、被害者個人に対する賠償の支払をすべきである。

【資料】

いわたる従軍慰安婦問題についての中間報

16 CH001
告(第一次報告)

1 いわゆる従軍慰安婦問題への取組み

- 1 政府は、いわゆる従軍慰安婦問題に対する調査の結果、かつて数多くの慰安婦が存在したことを認めることとなった。
- 2 その実態は、慰安所が自国の軍当局の要請により設置されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接に関与しているものである。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、官憲、強圧による日本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、さらに、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下で非常に痛ましいものがあり、いずれにしても、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけることとなったわけである。
- 3 しかしながら、政府及び与党としては、戦後50年を機に、改めて数々の苦痛を被験され、心身にわたり苦悶しがたい傷を負われた女性に対し、この際、心からお詫言ひと反省の気持ちを示す必要がある。
- 4 私たちは、こうした我が国及び国民の過去の歴史を正視し、遺憾を感ずる所としての責任を果たすことにより、今後こうした行為がなくなるようにしたい。

20 CH001
2 なぜ、幅広い国民参加の道を求めるのか

- 1 いわゆる従軍慰安婦問題をめぐり、先の大戦にかかわる賠償、財産請求権の問題については、日本政府としては、サン・フランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他の関連する条約等に従って、国際法上も外交上も誠実に対応してきた。
- 2 しかし、本問題は、戦後50年を機に、今日までの経緯と現実にかんがみ、我が国としては、道義的立場から、その責任を果たさなければならない。そのため、こうした気持ちを国民ひとりひとりに、こころから伝えたき、分かち合っていたために幅広い国民参加の道を求めたいということなのである。

3 国民参加の道について

- (1) 目的・意義
- 1 いわゆる従軍慰安婦の問題について、これら元慰安婦の人たちに対してお詫言ひと反省の気持ちから国民的な責めをあらわすことは、元慰安婦の人たちを傷つけられた名誉を回復するだけでなく、女性を尊重する思いを国民の内外に表すことに通じる重要な行為である。
- 2 また、女性の名誉と尊厳にかかわる問題は今日でも世界各地において存在している。私たち国民としては、このような問題に関心を持って、これらの問題が世界中からなくなることに努力することが、大切なことである。

26 CH001
3 以上の考え方に基つき、以下の措置を採るものとする。

- 1 ① 上記目的のために、国民参加のものとこの「基金」について検討する。
- 2 ② 上記の「基金」は、元慰安婦として、膨大な賠償と辛酸をなめた女性を対象とした措置(個人別給付を含む)を行う。
- 3 ③ 同様に、犠牲の名誉と尊厳に関わる問題の解決に向けた活動への支援など諸事業も行う。
- 4 ④ 組織・運営
- 5 ⑤ 関係者等の意見の反映などに配慮するものとする。
- 6 ⑥ 実施方法
- 7 ⑦ 関係国及び関係者の理解と協力を求め、かつ、プライバシー保護の見地等を踏まえるものとする。
- 8 ⑧ その他
- 9 ⑨ 「基金」は、公益性の高い既存の組織に協力を求めるなど早急にその具体化を図る。
- 10 ⑩ 政府の役割
- 11 政府としては、先の総理談話等によって明らかにされた本問題への姿勢を六十意味において、「基金」に対し、拠出を含め可能な限り協力を行うべきものとする。
- 12 なお、国として深いお詫言ひと反省の気持ちをいかに表すべきかについて、検討するものとする。